

## ニセコ町特定用途制限地域における特例許可について

## 案件①「液化ガス（LPG）の貯槽容量が3.5 tを超えるホテルの特例許可について」

- ・準都市計画区域と同区域に特定用途制限地域を設定し、建築することができない建物などの規制。
- ・これまでホテルなどの大規模建築物の熱源や非常用発電などの燃料としては、灯油などが主流。しかし近年、環境への配慮やCO<sub>2</sub>削減などを考え、燃料としてLPGやNPGなどを利用する計画を検討。
- ・当該区域においても、そうした計画が出てきており、現行の条例において、規制対象となっているため、特例許可が認められるか。

ニセコ町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

平成21年6月26日 条例第24号

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域内における特定の建築物及び工作物の用途の制限を定めることにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として町長が告示した区域内に適用する。

（建築物の用途の制限）

第4条 前条に規定する区域内においては、別表第1に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、町長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りではない。

2 町長は、前項のただし書き規定による許可をする場合においては、あらかじめニセコ町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項の規定による許可をする場合においては、当該地域の良好な環境の形成又は保持のために、必要な限度において条件を付することができる。

別表第1 （第4条関係）

特定用途制限地域内で建築してはならない建築物

（5）危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える建築物（液化ガスについては、3.5 t）

## 町の方針（案）

- ・これまでの灯油などの燃料に比べ、LPGはCO<sub>2</sub>削減効果大きい。
- ・町の気候非常事態宣言、気候変動適応方針などにも寄与する計画である。
- ・関係法令の安全基準等を満たしている上で、周辺景観へ配慮した設置計画であること。

⇒ **当該地域の良好な環境を害するおそれがなく、良好な環境の形成及び保持に資すると考え、特例許可とする。**